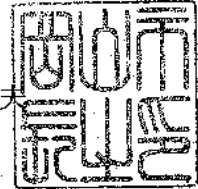


岡山市告示第 919 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和3年12月27日

岡山市長 大 森 雅 夫



1 指定する区域

岡山市東区東平島1360番1の一部、東区東平島字水尾1374番6、1376番2の各一部、
東区西平島263番1の一部、東区西平島字大土手277番1の一部
(別図のとおり)

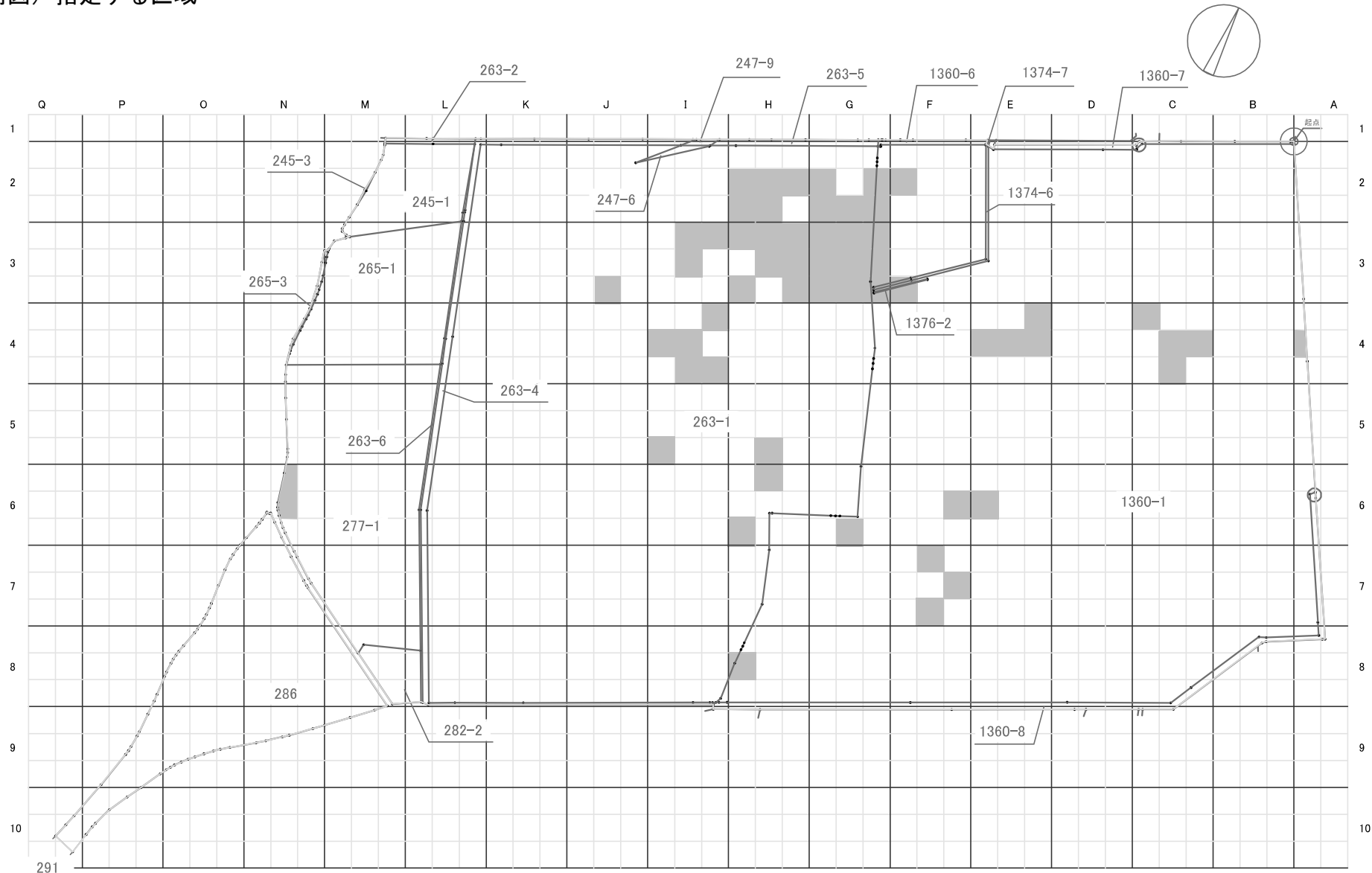
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

(別図) 指定する区域



- (凡例)
- 単位区画 (10m×10m=100㎡)
 - 30m格子 (30m×30m=900㎡)
 - 調査地
 - 形質変更時要届出区域

[起点]
調査地の最北端。

[格子の回転角度]
65°
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。